

鳥取砂丘観光特区

都道府県名：	鳥取県	
申請主体名：	鳥取市	
区域の範囲：	鳥取市の区域のうち 山陰海岸国立公園第 2種特別地域	

特区の概要：	鳥取市は、『鳥取砂丘整備構想～「砂の王国・鳥取砂丘」をめざして～』を策定し、「観光の活性化」「環境保護」「産業の育成」の3つを理念に、集客交流拠点として再整備を進めている。この取り組みを推進するため、自然公園法の特例措置を活用し、山陰海岸国立公園鳥取砂丘の自然環境の保全・再生を図りながら、その特性を活かして地域の活性化に資する自然体験・交流型のメニューを展開し、滞在時間の充足・延長、周遊性の向上とともに魅力アップを図り、観光入込客数の増加とそれにともなう経済効果を創出する。
--------	---

適用される規制の特例措置：	・国立・国定公園の特別区域におけるイベントの容易化
---------------	---------------------------



イベント開催の容易化
(鳥取砂丘ジュニアデュアスロン)



イベント開催の容易化
(鳥取砂丘イルミネーション)